

○札幌くらぶ会則

制定	平成 8 年	8 月 2 0 日	総会議決
改正	平成 9 年	5 月 2 4 日	総会議決
	平成 1 0 年	6 月 9 日	総会議決
	平成 1 6 年	6 月 5 日	総会議決
	平成 1 8 年	4 月 2 2 日	総会議決
	平成 2 2 年	5 月 1 5 日	総会議決
	平成 2 3 年	4 月 2 3 日	総会議決
	平成 2 5 年	5 月 1 8 日	総会議決
	平成 2 7 年	6 月 2 0 日	総会議決
	令和 5 年	6 月 2 5 日	総会議決

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、「札幌くらぶ」と称する。

(事務所)

第 2 条 札幌くらぶの事務所を、札幌市中央区中島公園 1 番 1 5 号公益財団法人札幌交響楽団事務局内に置く。

(目的)

第 3 条 札幌くらぶは、札幌交響楽団（以下「札幌」という。）の演奏を楽しみ、その活動を支援するとともに、会員相互の交流を図り、併せて音楽文化の普及、発展、向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 札幌くらぶは、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 会員の募集
- (2) 札幌定期会員の普及と拡大
- (3) 会報「札幌くらぶ」の発行
- (4) ホームページの管理運営等広報活動
- (5) コンサートの開催
- (6) 札幌くらぶサロンの開催
- (7) 会員と札幌団員及び会員相互の交流の促進
- (8) 札幌演奏会の練習見学会の開催
- (9) 札幌市内中学校札幌定期演奏会招待事業
- (10) 他の交響楽団のファンクラブ組織との交流
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(会員)

第 5 条 札幌くらぶの会員は、第 3 条の目的に賛同する者とする。

- 2 会員は、ホスト会員とファミリー会員とする。
- 3 ホスト会員は、1 個人として入会した者とする。
- 4 ファミリー会員は、ホスト会員の家族とする。

(会員の入会)

第 6 条 札幌くらぶの会員として入会しようとする者は、入会申込書により申し込むもの

とする。

2 入会申込書は、札幌くらぶ所定の書式のほか、次の事項（第1号及び第2号は必須事項とする。）を満たしている任意の書式とする。

(1) ホスト会員及びファミリー会員の氏名、フリガナ及び年齢若しくは生年月日

(2) 郵便番号、住所及び電話番号

(3) メールアドレス

(4) 運営スタッフ参加の希望

(5) 札幌定期会員若しくは維持会員入会の希望

（会費）

第7条 会費は、次のとおりとする。

(1) マスター会員は、年額3,000円（うち、500円は札幌交響楽団支援金に充てる。）

(2) ファミリー会員は、1人につき年額1,000円

2 会員は、入会時に入会年度の会費を支払うものとする。

3 会員は、入会年度の翌年度以降の会費は、会員が指定する金融機関の預金口座から自動振替するものとする。ただし、会員の申し出により札幌くらぶから送付される会費振込依頼書又は現金により、当該年度の会費を支払うことができる。

（会員の退会及び資格の喪失）

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

第3章 役員

（役員）

第9条 札幌くらぶに、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 若干名

(3) 事務局長 1名

(4) 会計監査 2人

2 札幌くらぶの運営に関し、必要な助言を受けるため、顧問を置くことができる。

（役員等の選任）

第10条 会長、副会長及び会計監査は、会員の互選により、総会において選任する。

2 事務局長は、会長の指名を受け、総会において選任するものとする。

3 顧問は、会長が委嘱する。

（役員の仕事）

第11条 会長は、札幌くらぶを代表し、その会務を統括し、長期に不在となるときは、副会長のなかから会長代行を指名する。

2 副会長は、会務を分担するとともに会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局長は、会長から委任を受け、会務を統括し、その円滑な運営を担い、運営スタッフに会務の一部を分担させ、その業務を調整し、会計担当が欠けたときは次の担当が指名されるまでの間、その事務を臨時に担当又は他の者を指名することができる。

4 会計監査は、会計の状況を監査し、総会に報告する。

5 顧問は、顧問会議若しくは運営会議に出席し、札幌くらぶの運営に関し、必要な助言を行うものとする。

(役員任期)

第12条 札幌くらぶの役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 事務局

(事務局の設置等)

第13条 札幌くらぶに事務局を置き、会務に係る事務を処理する。

(運営スタッフ)

第14条 事務局に次の運営スタッフを置く。

- (1) 会計担当 2人以内
- (2) 会報編集長 1人
- (3) 事務局次長 若干名
- (4) 運営スタッフ 必要な人数

2 運営スタッフは、会員のうちから会長が指名する。

(運営スタッフの職務)

第15条 会計担当は、札幌くらぶの会計事務を処理する。特別会計が設置されたときは、事務局長の指示によりその事務を兼ねて担当することができる。

2 会報編集長は、会報「札幌くらぶ」の編集発行に関する事務を分担し、会員のうちから会報編集スタッフを指名することができる。指名したときは事務局長に報告しなければならない。

3 事務局次長は、札幌くらぶの事業に関連する事務を分担するとともに事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 運営スタッフは、札幌くらぶの事業及び関連する事務を分担し、それらの事業の実施及び事務について役員及び事務局長、会報編集長、事務局次長を補佐する。

(運営スタッフの任期)

第16条 運営スタッフの任期は、会長が指名した日から役員の改選の日までとし、再任を妨げない。

第5章 会議

(会議)

第17条 会議は、総会、運営会議及び顧問会議とする。

(総会)

第18条 総会は、札幌くらぶの最高意思決定機関とし、会長が1年に1回これを招集し、役員を選任、重要な事業計画、予算及び決算を審議する。

2 会長は、必要が生じたときは、臨時に総会を招集することができる。

3 総会は、出席会員の多数決によって議決する。

(運営会議)

第19条 運営会議は、総会に次ぐ意思決定機関とし、札幌くらぶの事業運営に関する事項を審議する。

2 運営会議は、役員及び運営スタッフをもって構成し、会長が招集する。

3 運営会議は、次の事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事業計画の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない事業の執行に関する事項

- 4 運営会議は、毎月1回開催する。ただし、必要があるときは1回以上開催することができる。
- 5 運営会議に事務局会議及び会報編集会議を置く。
- 6 事務局会議は事務局長が招集し、事務局長、会計担当、会報編集長及び事務局次長で構成し、必要に応じて副会長の出席を求め、運営会議の審議に付す事項について事前に調整する。
- 7 会報編集会議は会報編集長が招集し、会報編集長及び会報編集スタッフで構成し、必要に応じて役員、運営スタッフの出席を求め、会報「札幌くらぶ」の編集に関して調整し、運営会議に報告する。

(顧問会議)

第20条 顧問会議は、会長が招集し、会長の要請により必要な審議を行い、会長に必要な助言をする。

- 2 会長は、顧問会議から受けた助言を尊重し、必要な施策を講じるものとする。
- 3 顧問会議は、顧問、会長及び副会長をもって構成する。

(議事録)

第21条 次の会議を招集したときは、会議の内容を記録した議事録を作成する。

- 2 総会は、発言の全文を記録するものとする。
- 3 運営会議は、発言を要約して記録するものとする。
- 4 事務局会議、会報編集会議は、発言の概略を記録するものとする。

(会議の事務)

第22条 会議の事務は、事務局が所掌する。

(委員会)

第23条 札幌くらぶの事業の実施その他において必要があるときは、その都度実行委員会等委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、役員及び事務局スタッフをもって充てる。必要があるときは会員の中からも充てることができる。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 委員会の会計は、原則として普通会計で処理する。ただし、必要に応じて特別会計を設置して処理することができる。

第6章 会計

第24条 会計は、普通会計及び特別会計とする。

- 2 普通会計は、原則として札幌くらぶの運営に関する全ての会計とする。
- 3 特別会計は、必要に応じて設置し、普通会計で処理している会計を移管する。特別会計とする事業は、おおむね札幌くらぶサロン、札幌市内中学校札幌定期演奏会招待、札幌くらぶコンサート及び全国のプロオーケストラファンクラブ組織との交流又は運営会議で決定した事業に関する会計とする。
- 4 特別会計の設置は運営会議で決定する。

(会計年度)

第25条 札幌くらぶの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告及び決算)

第26条 札幌くらぶの会計報告、収支計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後、

速やかに会長が作成し、会計監査の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算において剰余金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

(新年度の会計の特例)

第27条 新年度に生じた収入又は支出（立替払いを含む。）が旧年度に属するときの新年度の会計は、旧年度の会計として処理しなければならない。

2 新年度の予算が総会において議決されるまでの間の支出の会計は、概算払いとして処理し、処理できる支出は事務処理に必要な一般的経費のほか第3条に定める事業の運営に必要な経費とし、予算が議決されたときは支出に変更がない限り正規に処理されたものとする。

第7章 雑則

(細則)

第28条 この会則の施行及び札幌くらぶの運営について、必要な細則は運営会議で協議し、会長がこれを定める。

附 則（平成8年8月20日設立総会）

この会則は、平成8年8月20日から施行する。

附 則（平成9年5月24日総会議決）

この会則は、平成9年5月24日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年6月9日総会議決）

この会則は、平成10年6月9日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成16年6月5日総会議決）

この会則は、平成16年6月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月22日総会議決）

この会則は、平成18年4月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成22年5月15日総会議決）

1 この会則は、平成22年5月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 第7条第3項の規定は、平成22年4月1日以降の入会から適用する。

附 則（平成23年4月23日総会議決）

この会則は、平成23年4月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年5月18日総会議決）

1 この会則は、平成25年5月18日から施行する。

2 この会則の改正前に開催された札幌くらぶサロンは、この会則に基づいて開催されたものとみなす。

附 則（平成27年6月20日総会議決）

この会則は、平成27年6月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（2023（令和5）年6月25日総会議決）

この会則は、2023（令和5）年6月25日から施行し、2023（令和5）年4月1日から適用する。